

福島県内における振動規制法に基づく指定地域（町村部）

市町村名	地域の区分	指定地域
岩瀬郡 鏡石町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、準工業地域及び工業地域
西白河郡 西郷村	第一種区域	<p>一 第一種住居地域及び第二種住居地域</p> <p>二 大字米の区域のうち、次に掲げる区域</p> <p>    字向原、字間の原及び字杉山前の区域</p> <p>    字山下の区域（八番の二、八番の三、十八番の一から十八番の四まで、十九番の一、十九番の二、二十番、二十番の五、二十一番、二十二番の一から二十二番の三まで、二十三番、二十四番の一から二十四番の四まで及び二十四番の六の区域に限る。）</p> <p>    字舞台の区域（東北縦貫自動車道南側境界線以南の区域に限る。）</p> <p>    字下堀川の区域（県道白河羽鳥線南側境界線以南の区域に限る。）</p> <p>    字上堀川の区域</p> <p>    字作田の区域（県道白河羽鳥線東側境界線、村道千六十号線西側境界線及び東北縦貫自動車道南側境界線によって囲まれた区域に限る。）</p> <p>    字中山前の区域</p> <p>    字相山の区域（十二番の三から十二番の七まで、十二番の二十七、十二番の四十九から十二番の五十六まで、十二番の五十八、十二番の五十九、十二番の六十一から十二番の六十七まで、十二番の六十九から十二番の九十六まで、十二番の九十八から十二番の百二まで、十二番の百四から十二番の百一まで、十二番の百十九及び十二番の百二十の区域に限る。）</p> <p>    字堀川向及び字中山下の区域</p>
	第二種区域	商業地域、準工業地域及び工業地域
西白河郡 矢吹町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
石川郡 石川町	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域